

2023 年度「所定疾患施設療養費算定状況」の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

以下、厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費について】

対象となる入所者の状態は以下の通りであること。

1. 肺炎／尿路感染症／帯状疱疹／蜂窩織炎
(肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。)
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記録する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

実施内容	
投薬	抗生剤など
検査	血液検査・検尿・聴診・心電図・モニター・X-P・パルスオキシメーター
注射	抗生剤・補液・抗ウイルス剤
処置	導尿・軟膏塗布・酸素吸入・バイタル測定・吸入

疾患名 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
肺炎	人数	1	3	0	0	1	3	3	2	9	1	2	2	27
	日数	2	14	0	0	6	30	22	9	77	6	13	6	185
尿路感染症	人数	1	4	1	0	1	0	2	1	1	2	1	3	17
	日数	10	36	2	0	9	0	14	3	10	12	10	22	128
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	4
	日数	0	0	0	0	16	0	0	0	0	2	8	0	26
蜂窩織炎	人数	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	4
	日数	0	10	0	0	2	10	0	0	0	0	7	0	29

更新：2024年4月1日

一般社団法人愛生会 介護老人保健施設おおやけの里